

桔 梗 会 会 則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は桔梗会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、高崎市京目町1656-1番地、大学内に置く。

2 事務所に職員を置く。

3 職員は、理事長の承認を得て、学園職員のうちから会長が依嘱する。

4 職員は、会の運営全般の事務を掌る。

(目的)

第3条 本会は、よりよい保育士、教員及び国際社会人としての自覚をもって、会員相互の親睦と連絡を緊密にし、教育の振興と母校の発展を期することを目的とする。

第二章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 前橋保育専門学校、育英短期大学及び育英大学を卒業した者
- (2) 準会員 育英短期大学及び育英大学に在学中の者
- (3) 特別会員 第6条第6項により依嘱されている者
- (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同したもので役員会が推薦した者

第三章 事業

(事業)

第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育に関する研究会、講演及び講習会の開催
- (2) 会員名簿、会報等の刊行
- (3) 大学の教育環境充実、教育活動、スポーツ・文化の振興を図るための支援・補助
- (4) その他必要と認めた事項

第四章 幹事及び役員等

(幹事)

第6条 本会に次の幹事を置く。

- (1) 育英短期大学・育英大学学生会会長及び副会長
- (2) 育英短期大学・育英大学学生会会長及び副会長の経験者
- (3) 第4条第1号に該当する者で群馬育英学園に勤務する教職員
- (4) 育英短期大学・育英大学事務局長
- (5) 顕著な業績を上げている会員で会長が推薦する者 若干名
- (6) 群馬育英学園の教職員で会長が依嘱する者 若干名

(7) 会の趣旨に賛同して積極的に活動に参加できると会長が推薦する者 若干名

2 第1項第6号の幹事は、理事長の承認を得て、学園職員のうちから会長が依嘱する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書記 4名
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名
- (6) 広報 4名

*会長を除く役員数については、必要に応じて増減を認める。

(役員を選任)

第8条 役員を選任は幹事会において行う。

2 役員は幹事から選任する。

(役員及び幹事の任務)

第9条 役員及び幹事の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は会議の議事及びその他企画立案にあたる。
- (4) 会計は予算及び決算、金銭の出納にあたる。
- (5) 監査は本会の業務及び会計を監査し、随時会議に出席する。
- (6) 幹事は会員の連絡と会務の企画立案に加わり会務の推進にあたる。

(顧問)

第10条 本会に次の顧問を置く。

- (1) 理事長、学長及び副学長
- (2) 本会の運営に顕著な功績があったとして幹事会で選任された者
- (3) その他会長が必要と認め幹事会で承認された者

2 前項第2号及び第3号の者の任期は当該年度限りとし、再任を妨げない。

3 顧問は、随時会議に出席し、意見を述べ、或いは会長の諮問に答えることができる。

(相談役)

第11条 本会に次の相談役を置く。

- (1) 育英短期大学の保育学科長、現代コミュニケーション学科長
- (2) 育英大学の教育学部長
- (3) 育英短期大学・育英大学の学生支援部長

2 相談役は、随時会議に出席し、意見を述べることができる。

(幹事及び役員任期)

第12条 幹事の任期は当該年度限りとし、再任を妨げない。ただし、翌年度の幹事及び役員が選任されるまでの間は、その業務を継続するものとする。

- 2 役員に欠員が生じた場合は幹事会において補充する。ただし、補欠者の任期は前任者の残存期間とする。

第五章 会議

(会議の種類及び運営)

第13条 本会の会議は役員総会、幹事会及び役員会とする。

(総会)

第14条 役員総会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 役員会決定事項の承認
- (2) 予算決算の承認
- (3) 行事計画の承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

2 役員総会の招集は会議の七日前までに会議開催の日時、場所及び会議に附議すべき事項を告知しなければならない。

3 役員総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(審議事項の委任)

第15条 役員総会は、幹事会に審議事項を委任できるものとする。

(幹事会)

第16条 幹事会は必要に応じて随時、会長が招集する。

2 幹事会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(役員会)

第17条 役員会は、必要に応じて随時会長が招集する。

2 役員会は、本会の事業計画案を幹事会へ提案しなければならない。

第六章 会費等

(会費等)

第18条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

2 在学生は、会費として年5,000円を毎年4月末日までに納入する。

第19条 本会の経費は、事業の実施および会の運営に充てる。その他必要な経費については会長と協議の上、執行する。

第20条 本会の収支決算は監査を受けて役員総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

附 則

本会の会則は昭和48年4月1日に制定し、同日から施行する。

附 則

この会則は、昭和53年3月11日改正、同日から施行する。

この会則は、昭和62年8月9日改正、同日から施行する。

この会則は、平成22年6月5日に改正し、同日から適用する。

この会則は、平成24年7月1日に改正し、同日から適用する。

この会則は、平成25年6月27日に改正し、同日から適用する。

この会則は、平成29年6月24日に改正し、平成30年4月1日から適用する。

この会則は、平成30年6月30日に改正し、平成30年4月1日から適用する。

この会則は、令和2年9月23日に改正し、令和2年4月1日から適用する。

この会則は、令和5年3月1日に改正し、令和5年4月1日から適用する。